

1 調査対象及び回収率等

対象となる748施設のうち、467施設から回答があり、回収率は62.4%となっている。(平成13年度の回収率75.9%)

		平成18年度			平成13年度		
		対象数	回収数	回収率	対象数	回収数	回収率
1	特 養	196	140	71.4%	151	118	78.1%
2	老 健	121	77	63.6%	101	74	73.3%
3	療 養 型	64	34	53.1%	91	66	72.5%
4	短期生活	25	8	32.0%	—	—	—
5	認知症対応	254	149	58.7%	47	37	78.7%
6	特定施設	88	59	67.0%	38	30	78.9%
	合 計	748	467	62.4%	428	325	75.9%

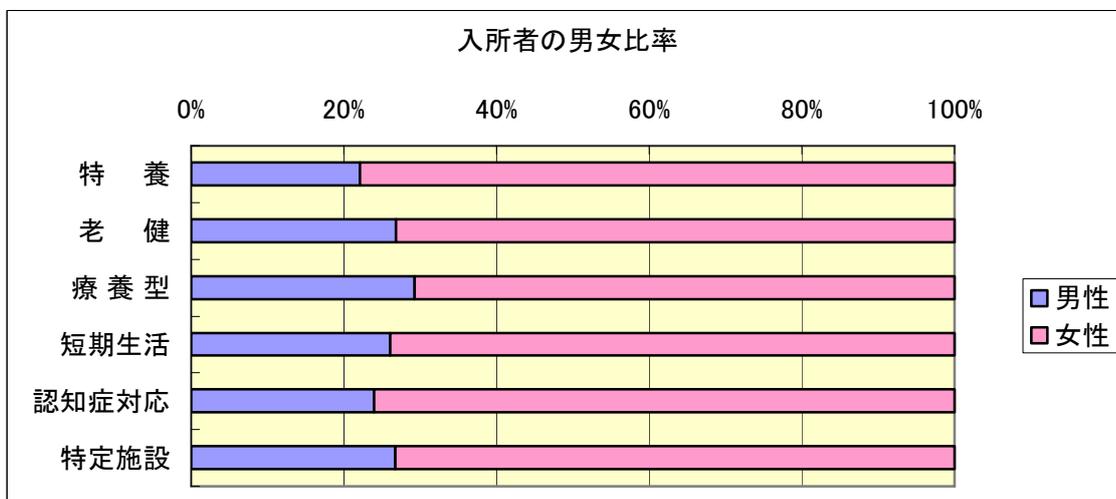
※併設型の短期入所生活介護については、本体施設である介護老人福祉施設等を含む。

2 定員及び入所者数（平成18年7月1日現在）

入所者の75.2%を女性が占めており、中でも特養が77.9%と最も高くなっている。

	定員（人）	入所者数	性別	
			男性	女性
特 養	10,843	10,143	2,159	7,622
老 健	7,403	6,778	1,763	4,806
療 養 型	2,059	1,900	539	1,301
短期生活	187	135	30	85
認知症対応	2,093	1,946	452	1,431
特定施設	4,818	3,696	976	2,667
合計	27,403	24,598	5,919	17,912

※一部の事業所では短期入所を含めていないものや、性別内訳の記載がないものがあつた。



3 身体拘束と思うかどうかの認識

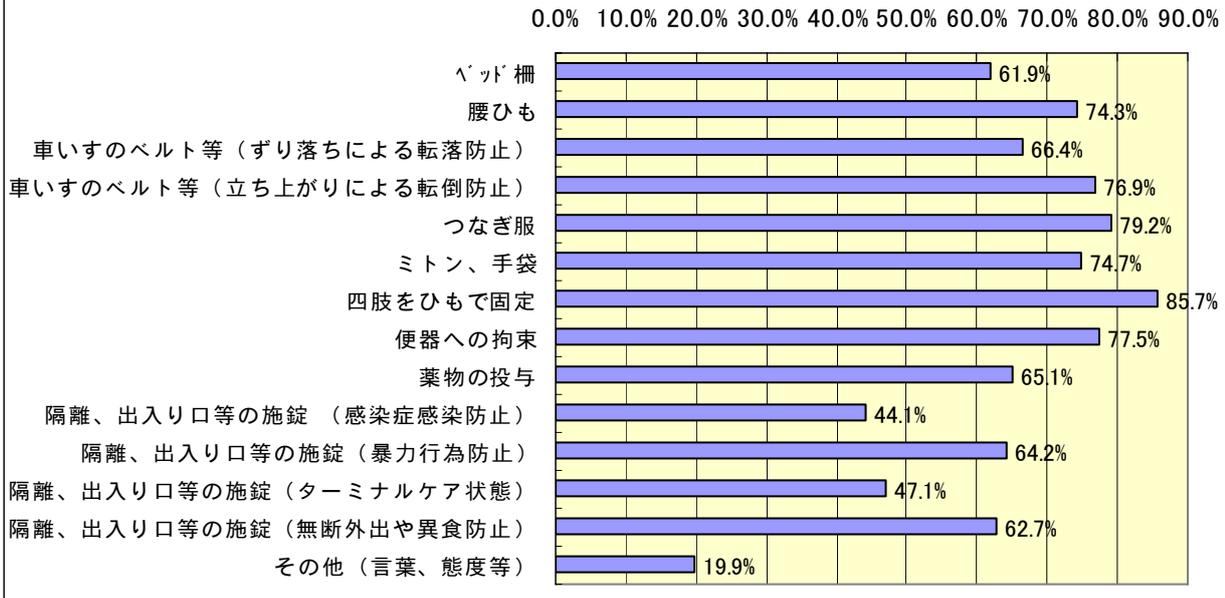
「ベッドや椅子に体幹や四肢を縛る行為」については85.7%が拘束と思うと回答。

次いで、「つなぎ服の着用」79.2%、「便器への拘束」77.5%、「立ち上がりによる転倒防止のための車椅子のベルト等」76.9%となっている。(単位：件)

身体拘束の態様	特養	老健	療養型	短期生活	認知症対応	特定施設	拘束と認識合計	認識施設の割合	(順位)
ベッド柵	98	55	19	3	76	38	289	61.9%	11
腰ひも	116	62	26	7	97	39	347	74.3%	6
車いすのベルト等 (ずり落ちによる転落防止)	107	65	19	3	74	42	310	66.4%	7
車いすのベルト等 (立ち上がりによる転倒防止)	128	71	19	5	94	42	359	76.9%	4
つなぎ服	126	70	25	5	102	42	370	79.2%	2
ミトン、手袋	114	67	23	5	97	43	349	74.7%	5
四肢をひもで固定	135	69	30	7	115	44	400	85.7%	1
便器への拘束	115	70	31	7	103	36	362	77.5%	3
薬物の投与	101	54	17	6	92	34	304	65.1%	8
隔離、出入り口等の施錠 (感染症感染防止)	69	40	10	4	59	24	206	44.1%	13
隔離、出入り口等の施錠 (暴力行為防止)	102	60	15	5	82	36	300	64.2%	9
隔離、出入り口等の施錠 (ターミナルケア状態)	71	43	14	4	64	24	220	47.1%	12
隔離、出入り口等の施錠 (無断外出や異食防止)	102	53	16	4	85	33	293	62.7%	10
その他(言葉、態度等)	21	12	3	0	46	11	93	19.9%	

※その他として、言葉で行動を制限することや態度による拘束が考えられるとの意見が寄せられた。その他少数ではあるが、無視、命令口調、介護拒否、虐待の意見もあった。

身体拘束についての認識



4 身体拘束を行っている施設・人数（調査対象期間：平成18年7月1日～7月31日）

施設の割合では、特養が最も高く認知症対応が最も低くなっている。人数の割合では、療養型が最も高く短期生活（単独型）が最も低くなっている。

施設全体では、回答のあった467施設のうち245施設52.5%で身体拘束が行われている。その人数は2,193人で入所者の8.8%となっており、そのうち28%が例外3原則に該当していなかった。

また、平成13年度と比較すると、施設の割合では、平成13年度の68.0%に対し平成18年度は52.5%と15.5ポイント減少している。人数の割合では、平成13年度の13.5%に対し平成18年度は8.8%と4.7ポイント減少している。

身体拘束を行っている施設の割合

（単位：件）

	平成18年度			平成13年度		
	回答のあった施設	拘束を行っている施設	拘束施設の割合	回答のあった施設	拘束を行っている施設	拘束施設の割合
特養	140	108	77.1%	118	106	89.8%
老健	77	52	67.5%	74	59	79.7%
療養型	34	23	67.6%	66	41	62.1%
短期生活	8	2	25.0%	0	0	
認知症対応	149	33	22.1%	37	1	2.7%
特定施設	59	27	45.8%	30	14	46.7%
合計	467	245	52.5%	325	221	68.0%

（拘束施設の割合）＝ 拘束を行っている施設 ÷ 回答のあった施設

身体拘束を受けている人数の割合

(単位：人)

	平成18年度			平成13年度		
	7月中の入所実人数	拘束を受けている人数	拘束対象者の割合	10月中の入所実人数	拘束を受けている人数	拘束対象者の割合
特 養	10,153	970	9.6%	8,239	1,519	18.4%
老 健	7,116	551	7.7%	6,751	743	11.0%
療 養 型	1,925	389	20.2%	2,154	236	11.0%
短期生活	135	2	1.5%	0	0	0.0%
認知症対応	1,952	69	3.5%	363	1	0.3%
特定施設	3,712	212	5.7%	1,425	56	3.9%
合計	24,993	2,193	8.8%	18,932	2,555	13.5%

(拘束対象者の割合 = 拘束を受けている人数 ÷ 入所者実人数)

拘束を受けていた人のうち例外3原則に該当しない人数

	拘束を受けている人数	内例外3原則に該当しない
特 養	970	254
老 健	551	89
療 養 型	389	143
短期生活	2	1
認知症対応	69	30
特定施設	212	96
合計	2,193	613

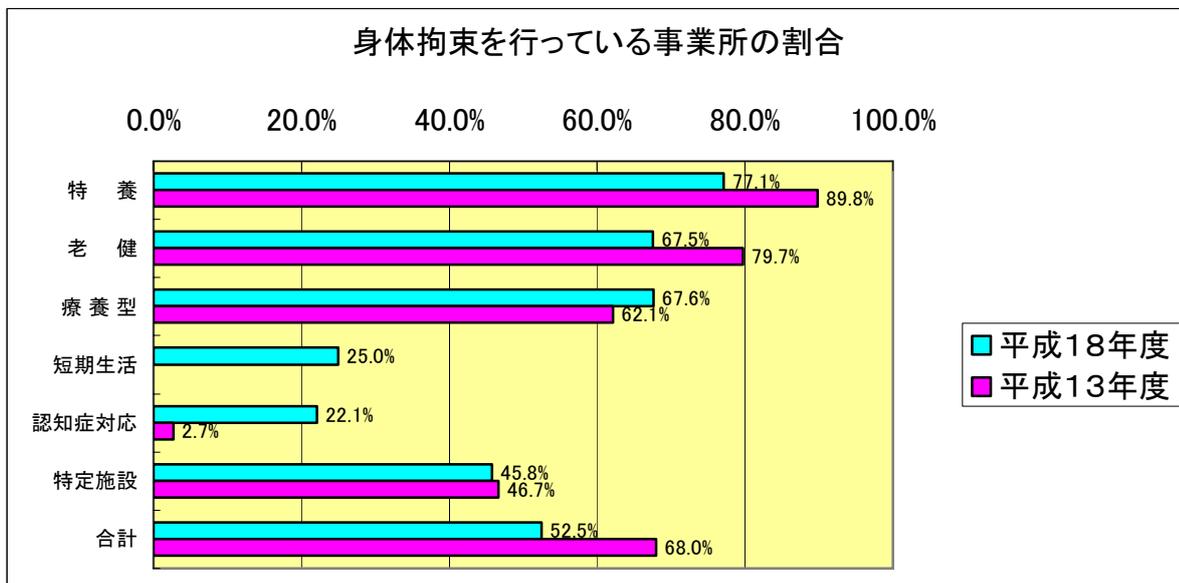
(単位：人)

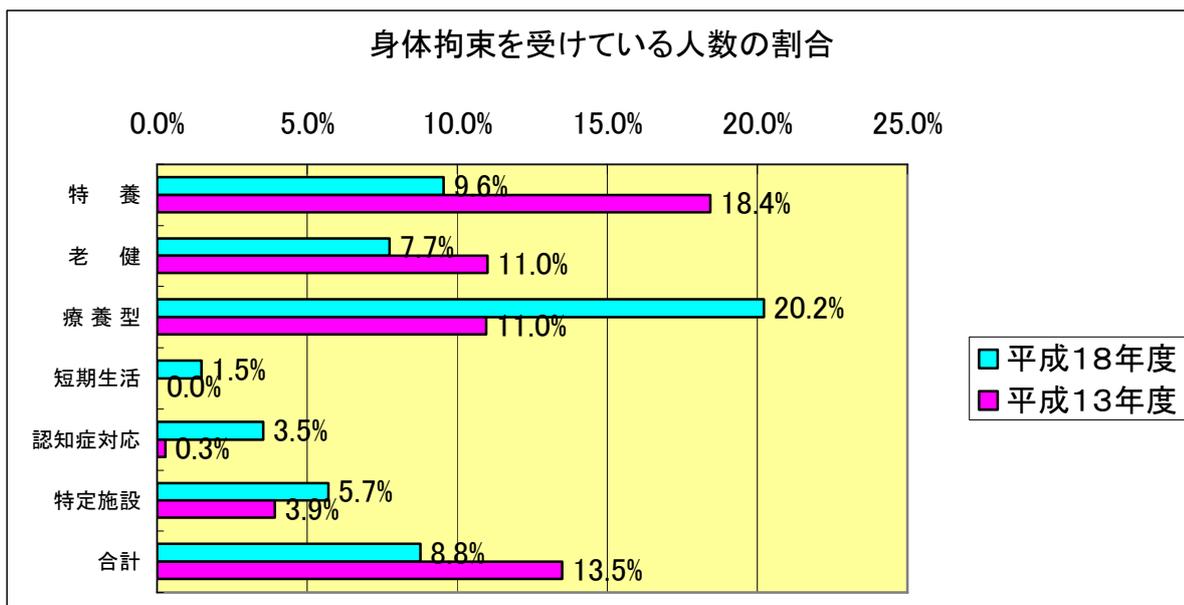
例外3原則とは、緊急やむを得ない場合に例外的に身体拘束を行う場合の要件のこと。

(①切迫性、②非代替性、③一時性の3つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られること)

- (参考) ①切迫性・・・利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
 ②非代替性・・・身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
 ③一時性・・・身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

身体拘束を行っている事業所の割合





5 拘束率について（調査対象期間：平成18年7月1日～7月31日）

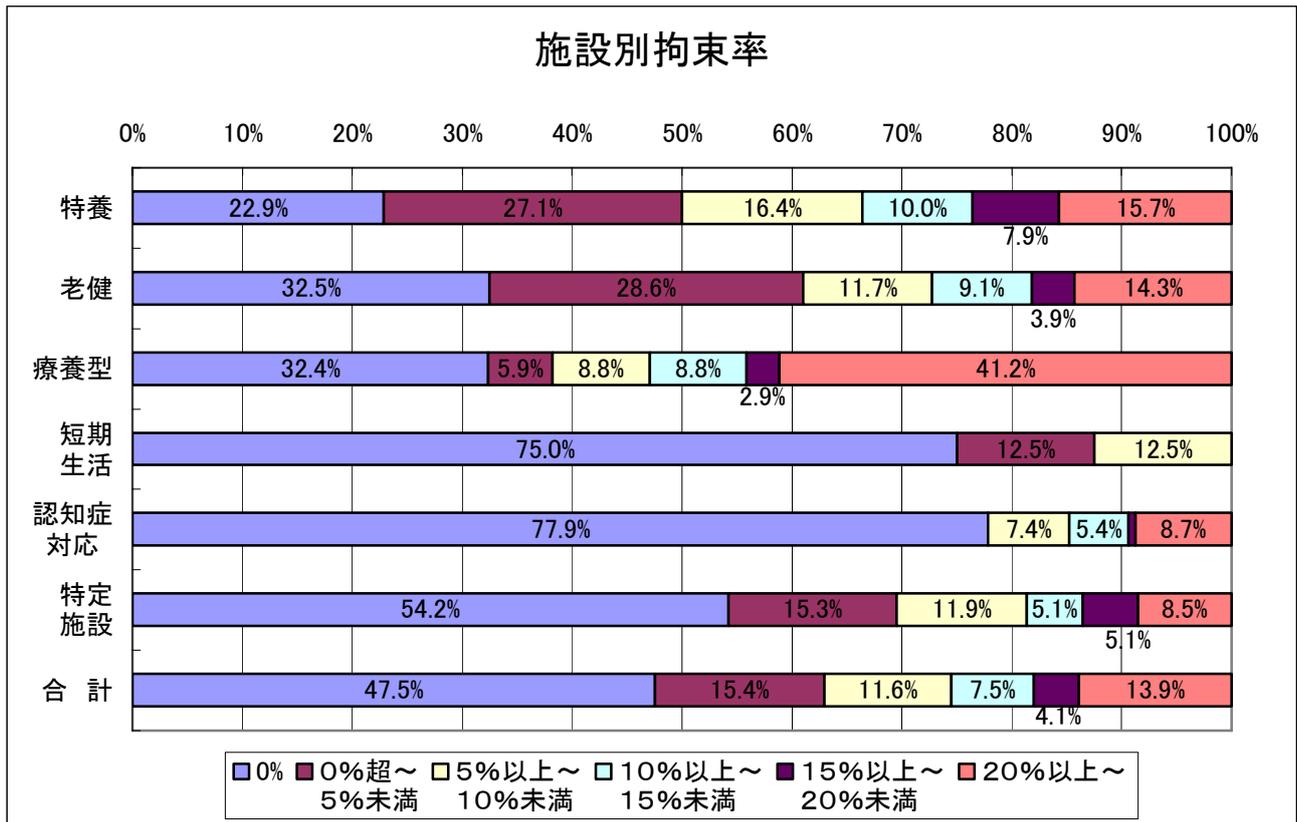
施設別での拘束率をみると、0%の施設は、認知症対応型が最も多く116施設77.9%、次いで短期生活の6施設75.0%となっている。

また、拘束率が20%を超える施設の最も多いのは療養型の14施設41.2%であった。

施設全体で0～5%未満の拘束率の施設は294施設63.0%となっている。

（単位：件）

	特養	老健	療養型	短期生活	認知症対応	特定施設	合計	割合
0%	32	25	11	6	116	32	222	47.5%
0%超～5%未満	38	22	2	1	0	9	72	15.4%
5%以上～10%未満	23	9	3	1	11	7	54	11.6%
10%以上～15%未満	14	7	3	0	8	3	35	7.5%
15%以上～20%未満	11	3	1	0	1	3	19	4.1%
20%以上～	22	11	14	0	13	5	65	13.9%
合計	140	77	34	8	149	59	467	



6 身体拘束の内容と件数（調査対象期間：平成17年4月1日～平成18年3月31日）
「ベッド柵等」が入所者総数の3,751人（11.5%）と最も多く行われており、次いで「車椅子の安全ベルト（転落防止）」が入所者総数の887人（2.7%）となっている。
（単位：人）

	特養	老健	療養型	短期生活	認知症対応	特定施設	合計	H13年度調査の状況
①ベッド柵等	1,188	1,019	860	19	238	427	3,751	8,082
②車椅子の安全ベルト 転落防止	370	215	229	7	18	48	887	1,547
③車椅子の安全ベルト 転倒防止	111	262	197	2	7	21	600	889
④つなぎ服	117	104	145	4	11	52	433	964
⑤ミトン、手袋	128	61	116	1	5	27	338	288
⑥四肢をひもで固定	22	3	22	0	2	3	52	9
⑦便器への拘束	7	0	0	0	0	1	8	34
⑧薬物の投与	103	165	48	0	90	64	470	1,193
⑨隔離、出入り口等の施錠	44	31	6	0	99	79	259	959
⑩その他	15	16	3	0	23	14	71	74
平成17年度中の入所実人員	11,547	11,491	3,206	181	2,050	4,210	32,685	30,152

※同一人が複数に該当するときは、複数回答。入所実人員の記入のない事業所については定員数を用いた。

拘束行為の主な理由

(1) ベッド柵等

- ・ベッドからの落下を防止するため。
- ・利用者から落下の不安の訴えや家族の希望があるため。

(2) 車椅子の安全ベルト

- ・身体の拘縮や傾きにより座位が困難なためのずれ落ちを防止するため。
- ・体を支えることができない、平衡感覚のアンバランスで前方に転倒する事故を防止するため。
- ・本人又は家族の希望があるため。

(3) 薬物の投与

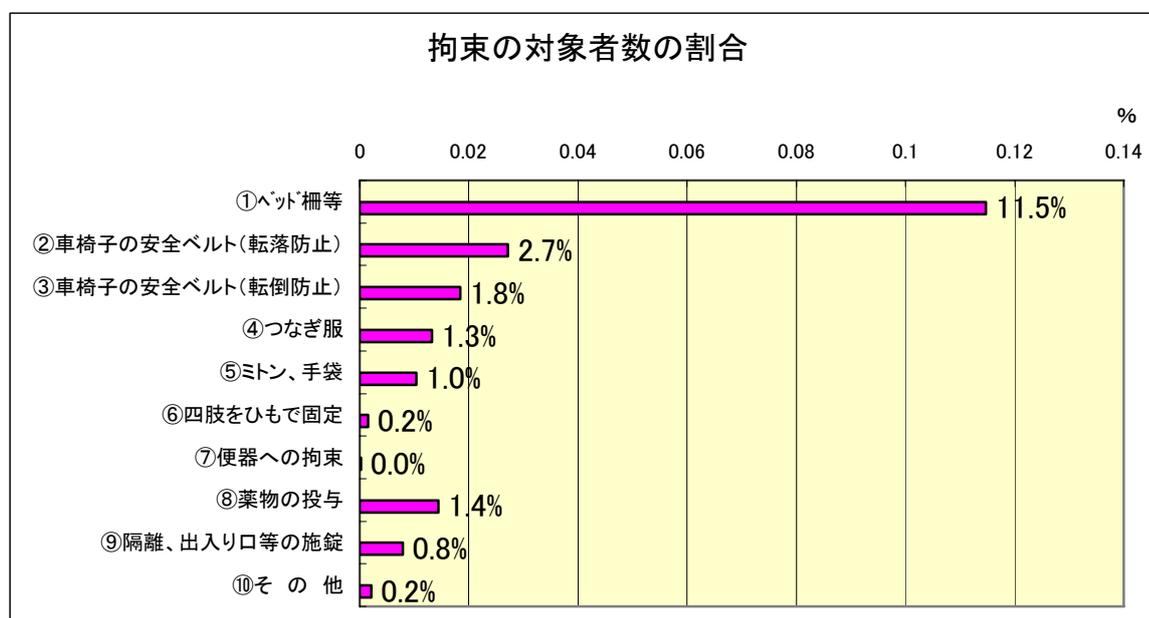
- ・妄想、暴力、徘徊を防止するため。
- ・入眠できず夜間不穏で奇声を発し、他患者が眠れないため。

(4) つなぎ服

- ・おむつをいじったり、外すのを防止するため。
- ・脱衣や不潔行為を防止するため。
- ・皮膚疾患などの掻き壊しを防止するため。

(5) 隔離、出入り口等の施錠

- ・無断外出を防止するため。
- ・他の入所者への感染を防止するため。



(割合 = 拘束の内容別人数 ÷ 平成17年度中の入所実人員)

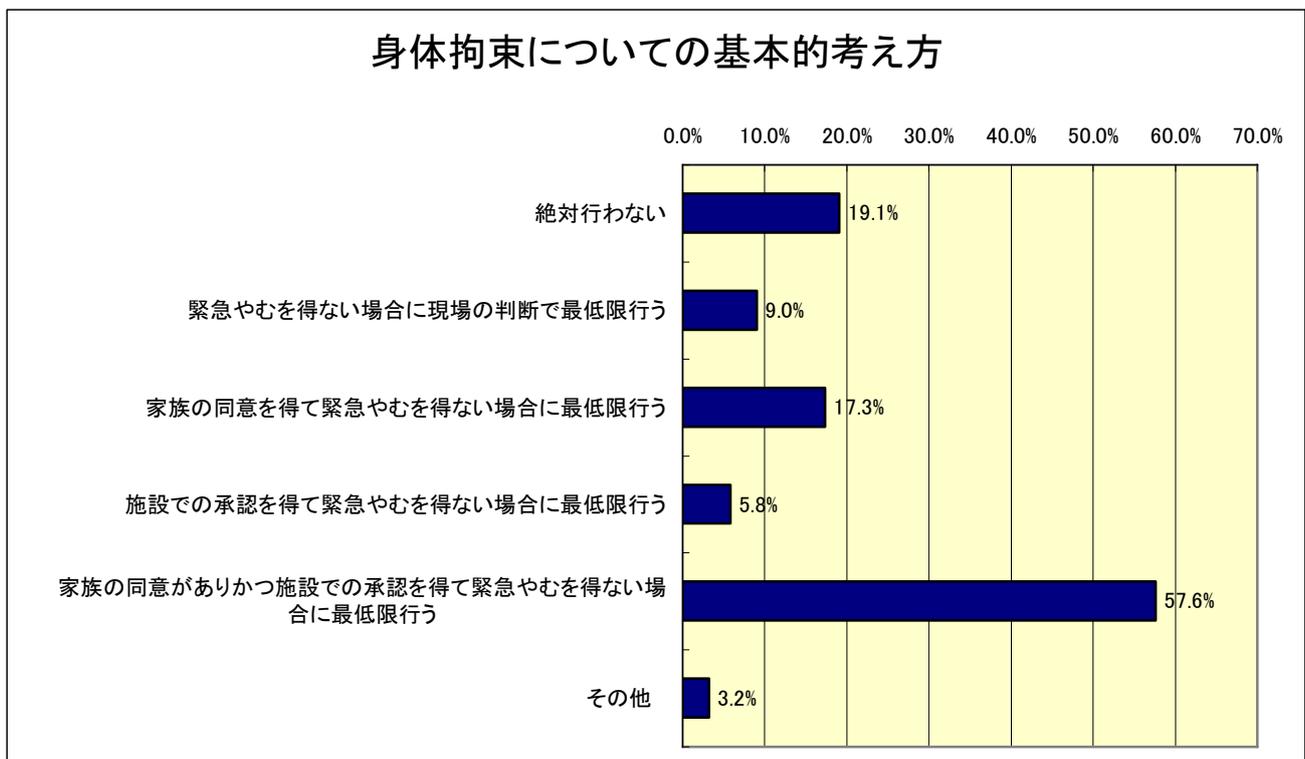
7 事業所の基本方針

(1) 身体拘束についての基本的考え方（複数回答）

最も多いのは「家族の同意があり、かつ施設の承認を得て緊急やむを得ない場合に最低限行う」が 269 件（57.6%）、ついで「絶対に行わない」が 89 件（19.1%）、「家族の同意を得て緊急やむを得ない場合に最低限行う」が 81 件 17.3%となっている。
 なお、「絶対に行わない」は平成 13 年度に比べて 6.2 ポイント増加している。

（単位：件）

	特養	老健	療養型	短期生活	痴呆対応	特定施設	合計	割合	H13年度回答数	割合
ア 絶対行わない。	12	12	3	2	52	8	89	19.1%	42	12.9%
イ 緊急やむを得ない場合に現場の判断で最低限（短時間）行う。	10	8	5	0	15	4	42	9.0%	30	9.2%
ウ 家族の同意を得て、緊急やむを得ない場合に最低限（短時間）行う。	27	14	7	1	26	6	81	17.3%	46	14.2%
エ 施設（施設長、医師、処遇検討会議等）での承認を得て、緊急やむを得ない場合に最低限（短時間）行う。	7	8	3	0	4	5	27	5.8%	15	4.6%
オ 家族の同意があり、かつ施設（施設長、医師、処遇検討会議等）での承認を得て、緊急やむを得ない場合に最低限（短時間）行う。	89	53	18	4	65	40	269	57.6%	172	52.9%
カ その他	5	1	6	0	3	0	15	3.2%	11	3.4%
（参考）回答のあった施設数	140	77	34	8	149	59	467		325	

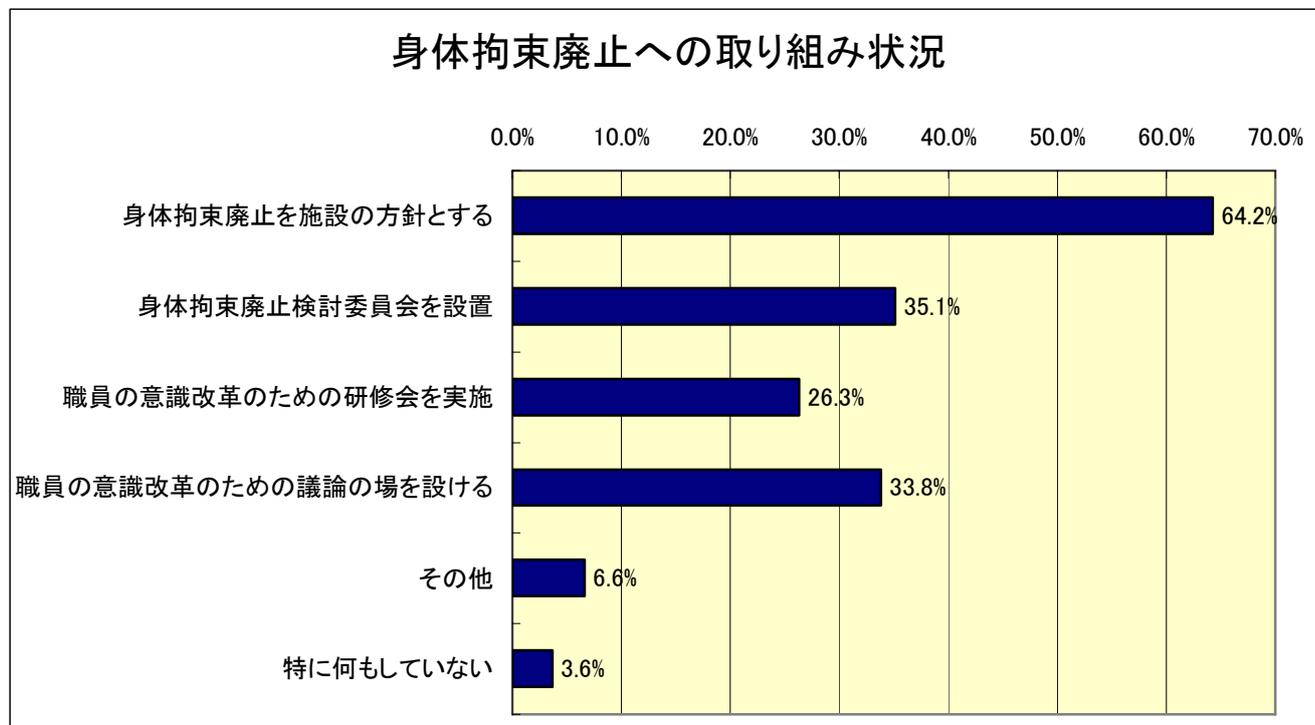


(2) 身体拘束廃止への取り組み状況（複数回答）

最も多いのは、「身体拘束廃止に取り組むことを施設の方針としている。」が 300 件（64.2%）で、次いで「全部門で構成する身体拘束廃止に関する検討委員会を設置している」が 164 件（35.1%）、「職員の意識改革に向けてみんなで議論しあう場を設けている」が 158 件（33.8%）となっている。

（単位：件）

	特養	老健	療養型	短期生活	痴呆対応	特定施設	合計	割合	H13年度回答数	割合
ア 身体拘束廃止に取り組むことを施設の方針としている。	95	57	16	7	94	31	300	64.2%	201	61.8%
イ 全部門で構成する身体拘束廃止に関する検討委員会を設置	83	46	10	0	10	15	164	35.1%	66	20.3%
ウ 職員の意識改革のための研修会を実施	48	28	10	1	20	16	123	26.3%	69	21.2%
エ 職員の意識改革に向けてみんなで議論しあう場を設けている。	42	29	13	4	42	28	158	33.8%	125	38.5%
オ その他	7	1	2	1	15	5	31	6.6%	32	9.8%
カ 特に何もしていない。	1	1	3	0	9	3	17	3.6%	19	5.8%
（参考）回答のあった施設数	140	77	34	8	149	59	467		325	



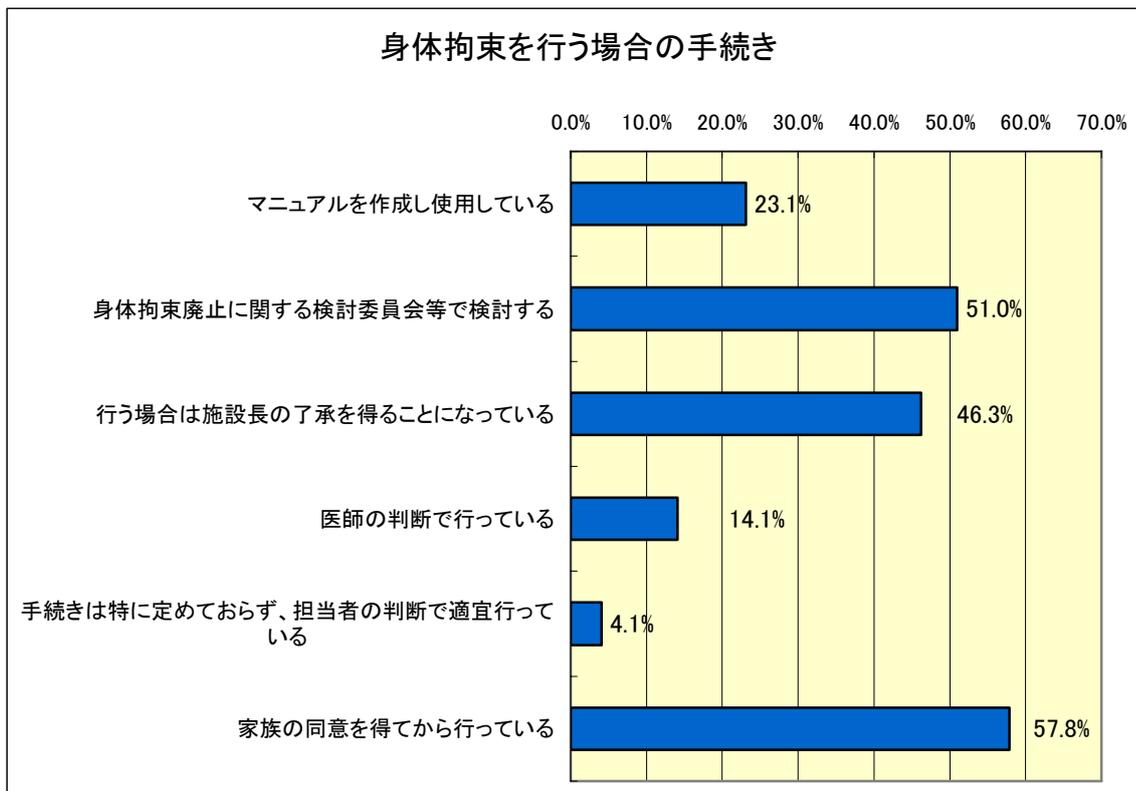
その他意見として、「身体拘束に関する研修に参加する」、「研修への参加や報告・カンファレンス等を通じて常に意識し合い、拘束に当たる行為がないよう、職員全体で心がける体制を作っている。」「利用者の生活を拘束しない環境づくりを検討している。」等の意見が寄せられた。

8 身体拘束を行う場合の手続き（複数回答）

「事前に複数職員により個別ケースを検討する。（身体拘束廃止に関する委員会で検討する）」が238件51.0%であり、「行う場合は施設長の下承を得ることになっている。」が216件46.3%である。「マニュアルを作成している」は108件23.1%となっている。

（単位：件）

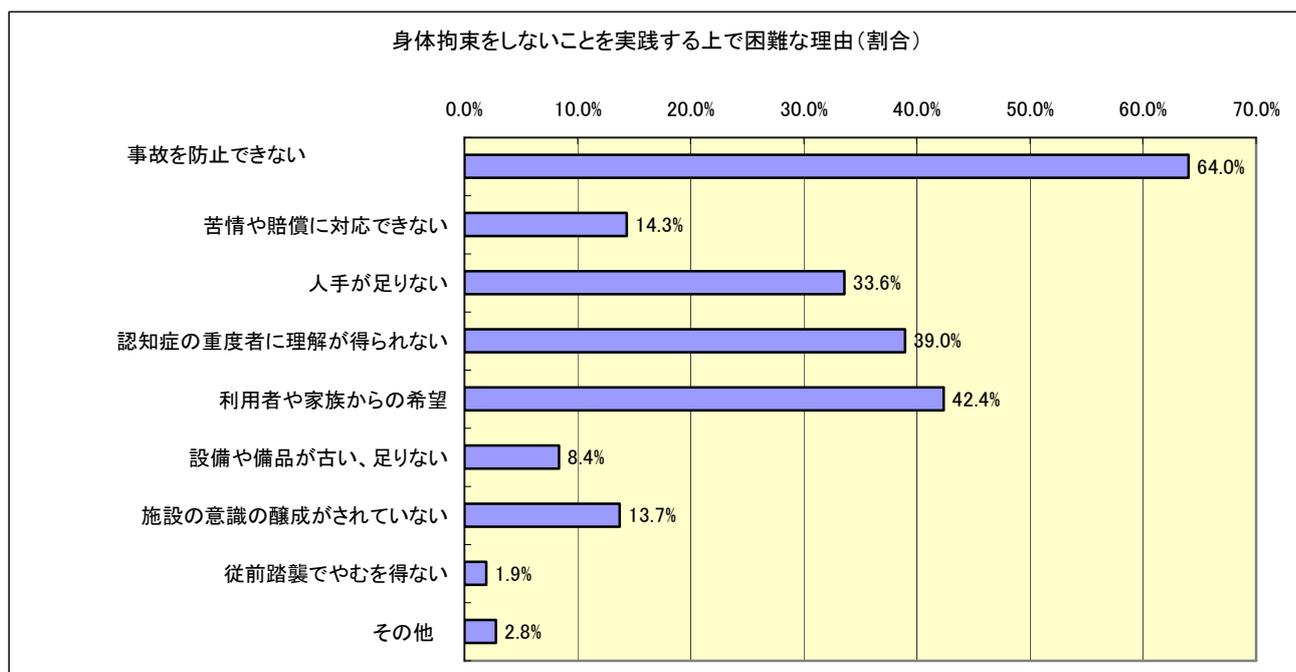
	特養	老健	療養型	短期生活	認知症対応	特定施設	合計	割合
① マニュアルを作成し使用している。	40	26	10	1	14	17	108	23.1%
② 事前に複数の職員により、個別ケースを検討する。（身体拘束廃止に関する委員会で検討する）	103	44	15	3	45	28	238	51.0%
③ 行う場合は施設長の下承を得ることになっている。	80	48	7	5	50	26	216	46.3%
④ 医師の判断で行っている。	9	21	10	1	15	10	66	14.1%
⑤ 手続きは特に定めておらず、担当者の判断で適宜行っている。	8	0	2	0	7	2	19	4.1%
⑥ 家族の同意を得てから行っている。	100	49	23	4	61	33	270	57.8%
(参考) 回答のあった事業所数	140	77	34	8	149	59	467	



9 身体拘束をしないことを実践する上で困難な理由（複数回答）

困難な理由として最も多いのは「事故を防止できない」299件(64%)で、次いで「利用者や家族からの希望」198件(42.4%)、「認知症の重度の方には理解してもらえない」182件(39%)が続いている。
(単位：件)

	特養	老健	療養型	短期生活	認知症対応	特定施設	合計	割合	H13年度回答数	割合
① 事故を防止できない。 (安全のため)	102	54	29	6	69	39	299	64.0%	208	64.0%
② 苦情や賠償に対応できない。	18	10	8	4	20	7	67	14.3%	39	12.0%
③ 人手が足りない。	53	41	12	3	39	9	157	33.6%	107	32.9%
④ 認知症の重度の方には理解してもらえない。	55	46	22	4	37	18	182	39.0%	139	42.8%
⑤ 利用者や家族からの希望がある。	87	34	14	5	34	24	198	42.4%	111	34.2%
⑥ 設備や備品が古い、足りない。	13	8	9	1	5	3	39	8.4%	35	10.8%
⑦ 施設（管理者、職員）の意識の醸成がまだされていない。	26	14	6	1	15	2	64	13.7%	39	12.0%
⑧ 従前踏襲でやむを得ない。	5	2	0	0	2	0	9	1.9%	5	1.5%
⑨ その他	3	0	1	0	8	1	13	2.8%	9	2.8%
(参考) 回答のあった事業所数	140	77	34	8	149	59	467		325	



10 身体拘束廃止に重要と思われる事項（複数回答）

最も重要と思われる事項は「要介護者の人間としての尊厳を尊重する気持ちを職員が持つこと」が、379件（81.2%）、次いで「身体拘束をしない介護の工夫を重ねること」277件（59.3%）、「問題行動の原因を探り、事故防止のための個別的なケアプランを立てること」226件48.4%となっている。（単位：件）

	特養	老健	療養型	短期生活	認知症対応	特定施設	合計	割合	順位
① 要介護者の「人間としての尊厳」を尊重する気持ちを職員が持つこと。	117	62	26	5	121	48	379	81.2%	1
② 身体拘束が入所者を苦しめていることに職員が気づくこと。	48	19	12	2	60	11	152	32.5%	9
③ 施設長や職員が身体拘束をしない介護を決意すること。	67	39	14	3	63	22	208	44.5%	4
④ 身体拘束が施設の都合のために行われていることに気がつくこと。	37	19	2	3	42	9	112	24.0%	11
⑤ 要介護者のアセスメントを十分に行うこと。	62	29	12	3	50	21	177	37.9%	6
⑥ 基本的なケア（排泄、清潔、起きる、食べる、アクティビティ（よい刺激、その人らしさ））を徹底的に行うこと。	36	28	9	1	43	26	143	30.6%	10
⑦ 身体拘束をしない介護の工夫を重ねること。	97	38	17	5	83	37	277	59.3%	2
⑧ 問題行動の原因を探り、事故防止のための個別的なケアプランを立てること。	77	36	14	3	65	31	226	48.4%	3
⑨ 身体拘束により生ずる各種の弊害に気がつくこと。例 生理機能の低下等	53	28	18	0	54	37	190	40.7%	5
⑩ 十分な説明を行い、介護について入所者や家族を参加させること。	28	9	4	2	24	13	80	17.1%	13
⑪ 身体拘束廃止に伴い、事故が発生する恐れがあることを家族が納得し、仮に事故が発生してもその結果を受け入れること。	38	26	15	2	49	30	160	34.3%	8
⑫ 施設内の介護の状況を外部に公開すること。	10	3	0	0	13	5	31	6.6%	16
⑬ 研修や各施設間の情報交換により、身体拘束をしない介護技術を高めること。	50	25	12	5	48	22	162	34.7%	7
⑭ 十分な職員の確保を図ること。	34	16	11	3	24	12	100	21.4%	12
⑮ 身体拘束をしない介護を助ける機器や設備の開発や導入を行うこと。	13	13	6	1	5	23	61	13.1%	14
⑯ 施設内の環境の見直しを行うこと。	19	6	2	0	13	8	48	10.3%	15
⑰ 県下の各施設で身体拘束を廃止する運動を展開すること。	7	3	0	0	6	0	16	3.4%	17
合 計	793	399	174	38	763	355	2522		
(参考) 回答のあった事業所数	140	77	34	8	149	59	467		

